

令和4年 第3回

いなべ市議会 定例会 議案

令和4年第3回定例会提出議案

議案番号	件名	議決要領
承認 第4号	専決処分の承認を求めることについて (令和4年度いなべ市一般会計補正予算(第5号))	
諮問 第3号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めること について	
諮問 第4号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めること について	
同意 第2号	いなべ市農業委員会の委員の任命につき同意を求める ことについて	
同意 第3号	いなべ市農業委員会の委員の任命につき同意を求める ことについて	
同意 第4号	いなべ市農業委員会の委員の任命につき同意を求める ことについて	
同意 第5号	いなべ市農業委員会の委員の任命につき同意を求める ことについて	
同意 第6号	いなべ市農業委員会の委員の任命につき同意を求める ことについて	
同意 第7号	いなべ市農業委員会の委員の任命につき同意を求める ことについて	
同意 第8号	いなべ市農業委員会の委員の任命につき同意を求める ことについて	

令和4年第3回定例会提出議案

議案番号	件名	議決要領
同意 第9号	いなべ市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	
同意 第10号	いなべ市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	
同意 第11号	いなべ市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	
同意 第12号	いなべ市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	
同意 第13号	いなべ市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	
同意 第14号	いなべ市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	
同意 第15号	いなべ市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	
同意 第16号	いなべ市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	
議案 第30号	いなべ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案 第31号	財産の無償譲渡について (特定非営利活動法人快生教学会への無償譲渡)	

令和4年第3回定例会提出議案

議案番号	件名	議決要領
議案 第32号	財産の無償譲渡について (社会福祉法人いなべ市社会福祉協議会への無償譲渡)	
議案 第33号	いなべ市道路線の認定について	
議案 第34号	いなべ市道路線の変更について	
議案 第35号	いなべ市道路線の廃止について	
議案 第36号	令和4年度いなべ市一般会計補正予算(第6号)	
議案 第37号	令和4年度いなべ市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	
議案 第38号	令和4年度いなべ市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	
議案 第39号	令和4年度いなべ市介護保険特別会計補正予算(第1号)	
議案 第40号	令和4年度いなべ市水道事業会計補正予算(第1号)	
議案 第41号	令和4年度いなべ市下水道事業会計補正予算(第1号)	

令和4年第3回定例会提出議案

議案番号	件名	議決要領
認定 第1号	令和3年度いなべ市一般会計歳入歳出決算認定について	
認定 第2号	令和3年度いなべ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	
認定 第3号	令和3年度いなべ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	
認定 第4号	令和3年度いなべ市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	
認定 第5号	令和3年度いなべ市水道事業会計決算認定及び未処分利益剰余金の処分について	
認定 第6号	令和3年度いなべ市下水道事業会計決算認定及び未処分利益剰余金の処分について	
	以下余白	

## 承認第4号

専決処分の承認を求めることについて

(令和4年度いなべ市一般会計補正予算(第5号))

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和4年8月31日提出

いなべ市長 日 沖 靖

専決第4号

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和4年7月21日

いなべ市長 日 沖 靖

諮問第3号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和4年8月31日提出

いなべ市長 日 沖 靖

住 所 三重県いなべ市大安町平塚605番地

氏 名 川島 修

生年月日 昭和28年4月3日

任 期 令和5年1月1日から令和7年12月31日まで

## 提案理由

人権擁護委員10人のうち、川島修委員が令和4年12月31日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣へ推薦しようとするものである。人権擁護委員の候補者の推薦については、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

諮問第4号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和4年8月31日提出

いなべ市長 日 沖 靖

住 所 三重県いなべ市員弁町笠田新田1245番地

氏 名 辻 久好

生年月日 昭和29年1月18日

任 期 令和5年1月1日から令和7年12月31日まで

## 提案理由

人権擁護委員10人のうち、渡邊珠美委員が令和4年12月31日をもって任期満了となるため、その後任の委員として辻久好氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣へ推薦しようとするものである。人権擁護委員の候補者の推薦については、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

## 同意第2号

いなべ市農業委員会の委員の任命につき同意を求めること  
について

次の者をいなべ市農業委員会の委員としたいから、その任命について  
議会の同意を求める。

令和4年8月31日提出

いなべ市長 日 沖 靖

住 所 三重県いなべ市北勢町阿下喜2763番地2

氏 名 近藤 秀樹

生年月日 昭和29年3月12日

農業者の区分 一般

経営面積 1,625平方メートル

担当区域 北勢町区域（阿下喜地区）

## 提案理由

いなべ市農業委員会の委員の任期が、令和4年11月30日をもって満了となるため、近藤秀樹氏を農業委員として任命しようとするものである。委員の任命については、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

### 同意第3号

いなべ市農業委員会の委員の任命につき同意を求めること  
について

次の者をいなべ市農業委員会の委員としたいから、その任命について  
議会の同意を求める。

令和4年8月31日提出

いなべ市長 日 沖 靖

住 所 三重県いなべ市北勢町川原2067番地1

氏 名 松葉 里美

生年月日 昭和33年1月2日

農業者の区分 認定農業者である法人の役員

経営面積 3,680平方メートル

担当区域 北勢町区域（十社地区）

## 提案理由

いなべ市農業委員会の委員の任期が、令和4年11月30日をもって満了となるため、松葉里美氏を農業委員として任命しようとするものである。委員の任命については、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

## 同意第4号

いなべ市農業委員会の委員の任命につき同意を求めること  
について

次の者をいなべ市農業委員会の委員としたいから、その任命について  
議会の同意を求める。

令和4年8月31日提出

いなべ市長 日 沖 靖

住 所 三重県いなべ市北勢町麻生田2839番地

氏 名 伊藤 貴美

生年月日 昭和45年10月14日

農業者の区分 認定農業者である個人

経営面積 450,856平方メートル

担当区域 北勢町区域（山郷地区）

## 提案理由

いなべ市農業委員会の委員の任期が、令和4年11月30日をもって満了となるため、伊藤貴美氏を農業委員として任命しようとするものである。委員の任命については、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

同意第5号

いなべ市農業委員会の委員の任命につき同意を求めること  
について

次の者をいなべ市農業委員会の委員としたいから、その任命について  
議会の同意を求める。

令和4年8月31日提出

いなべ市長 日 沖 靖

住 所 三重県いなべ市北勢町中山286番地1

氏 名 岡田 康平

生年月日 平成元年8月1日

農業者の区分 認定農業者である個人

経営面積 385,188平方メートル

担当区域 北勢町区域（治田地区）

## 提案理由

いなべ市農業委員会の委員の任期が、令和4年11月30日をもって満了となるため、岡田康平氏を農業委員として任命しようとするものである。委員の任命については、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

同意第6号

いなべ市農業委員会の委員の任命につき同意を求めること  
について

次の者をいなべ市農業委員会の委員としたいから、その任命について  
議会の同意を求める。

令和4年8月31日提出

いなべ市長 日 沖 靖

住 所 三重県いなべ市員弁町下笠田1373番地

氏 名 藤田 一房

生年月日 昭和40年3月22日

農業者の区分 認定農業者である個人

経営面積 169,396平方メートル

担当区域 員弁町区域（員弁西地区）

## 提案理由

いなべ市農業委員会の委員の任期が、令和4年11月30日をもって満了となるため、藤田一房氏を農業委員として任命しようとするものである。委員の任命については、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

## 同意第7号

いなべ市農業委員会の委員の任命につき同意を求めること  
について

次の者をいなべ市農業委員会の委員としたいから、その任命について  
議会の同意を求める。

令和4年8月31日提出

いなべ市長 日 沖 靖

住 所 三重県いなべ市員弁町大泉新田326番地

氏 名 多湖 文貴

生年月日 昭和52年8月20日

農業者の区分 認定農業者である法人の役員

経営面積 37,866平方メートル

担当区域 員弁町区域（員弁中地区）

## 提案理由

いなべ市農業委員会の委員の任期が、令和4年11月30日をもって満了となるため、多湖文貴氏を農業委員として任命しようとするものである。委員の任命については、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

同意第8号

いなべ市農業委員会の委員の任命につき同意を求めること  
について

次の者をいなべ市農業委員会の委員としたいから、その任命について  
議会の同意を求める。

令和4年8月31日提出

いなべ市長 日 沖 靖

住 所 三重県いなべ市員弁町岡丁田53番地2

氏 名 中村 進也

生年月日 昭和49年7月17日

農業者の区分 認定農業者である個人

経営面積 168,170平方メートル

担当区域 員弁町区域（員弁東地区）

## 提案理由

いなべ市農業委員会の委員の任期が、令和4年11月30日をもって満了となるため、中村進也氏を農業委員として任命しようとするものである。委員の任命については、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

同意第9号

いなべ市農業委員会の委員の任命につき同意を求めること  
について

次の者をいなべ市農業委員会の委員としたいから、その任命について  
議会の同意を求める。

令和4年8月31日提出

いなべ市長 日 沖 靖

住 所 三重県いなべ市大安町大井田327番地

氏 名 遠藤 良幸

生年月日 昭和20年1月2日

農業者の区分 認定農業者である法人の役員

経営面積 291,436平方メートル

担当区域 大安町区域（梅戸井地区）

## 提案理由

いなべ市農業委員会の委員の任期が、令和4年11月30日をもって満了となるため、遠藤良幸氏を農業委員として任命しようとするものである。委員の任命については、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

同意第10号

いなべ市農業委員会の委員の任命につき同意を求めること  
について

次の者をいなべ市農業委員会の委員としたいから、その任命について  
議会の同意を求める。

令和4年8月31日提出

いなべ市長 日 沖 靖

住 所 三重県いなべ市大安町石樽下310番地2

氏 名 小林 政俊

生年月日 昭和34年3月7日

農業者の区分 一般

経営面積 206平方メートル

担当区域 大安町区域（三里地区）

## 提案理由

いなべ市農業委員会の委員の任期が、令和4年11月30日をもって満了となるため、小林政俊氏を農業委員として任命しようとするものである。委員の任命については、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

同意第 1 1 号

いなべ市農業委員会の委員の任命につき同意を求めること  
について

次の者をいなべ市農業委員会の委員としたいから、その任命について  
議会の同意を求める。

令和 4 年 8 月 3 1 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

住 所 三重県いなべ市大安町宇賀新田 1 8 番地

氏 名 伊藤 幸子

生年月日 昭和 3 5 年 9 月 6 日

農業者の区分 一般

経営面積 2 2, 7 7 6 平方メートル

担当区域 大安町区域 (石樽地区)

## 提案理由

いなべ市農業委員会の委員の任期が、令和4年11月30日をもって満了となるため、伊藤幸子氏を農業委員として任命しようとするものである。委員の任命については、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

同意第12号

いなべ市農業委員会の委員の任命につき同意を求めること  
について

次の者をいなべ市農業委員会の委員としたいから、その任命について  
議会の同意を求める。

令和4年8月31日提出

いなべ市長 日 沖 靖

住 所 三重県いなべ市大安町丹生川中378番地

氏 名 樋口 久義

生年月日 昭和24年8月18日

農業者の区分 認定農業者である法人の役員

経営面積 374, 304平方メートル

担当区域 大安町区域（丹生川地区）

## 提案理由

いなべ市農業委員会の委員の任期が、令和4年11月30日をもって満了となるため、樋口久義氏を農業委員として任命しようとするものである。委員の任命については、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

同意第13号

いなべ市農業委員会の委員の任命につき同意を求めること  
について

次の者をいなべ市農業委員会の委員としたいから、その任命について  
議会の同意を求める。

令和4年8月31日提出

いなべ市長 日 沖 靖

住 所 三重県いなべ市藤原町西野尻625番地

氏 名 中村 正治

生年月日 昭和23年4月4日

農業者の区分 一般

経営面積 11,570平方メートル

担当区域 藤原町区域（東藤原・西藤原地区）

## 提案理由

いなべ市農業委員会の委員の任期が、令和4年11月30日をもって満了となるため、中村正治氏を農業委員として任命しようとするものである。委員の任命については、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

同意第14号

いなべ市農業委員会の委員の任命につき同意を求めること  
について

次の者をいなべ市農業委員会の委員としたいから、その任命について  
議会の同意を求める。

令和4年8月31日提出

いなべ市長 日 沖 靖

住 所 三重県いなべ市藤原町本郷1088番地1

氏 名 片岡 節男

生年月日 昭和36年3月25日

農業者の区分 認定農業者である法人の役員

経営面積 121,520平方メートル

担当区域 藤原町区域（立田・白瀬地区）

## 提案理由

いなべ市農業委員会の委員の任期が、令和4年11月30日をもって満了となるため、片岡節男氏を農業委員として任命しようとするものである。委員の任命については、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

同意第15号

いなべ市農業委員会の委員の任命につき同意を求めること  
について

次の者をいなべ市農業委員会の委員としたいから、その任命について  
議会の同意を求める。

令和4年8月31日提出

いなべ市長 日 沖 靖

住 所 三重県いなべ市藤原町川合1450番地1

氏 名 伊藤 治義

生年月日 昭和33年1月2日

農業者の区分 認定農業者である個人

経営面積 33,731平方メートル

担当区域 藤原町区域（中里地区）

## 提案理由

いなべ市農業委員会の委員の任期が、令和4年11月30日をもって満了となるため、伊藤治義氏を農業委員として任命しようとするものである。委員の任命については、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

同意第16号

いなべ市農業委員会の委員の任命につき同意を求めること  
について

次の者をいなべ市農業委員会の委員としたいから、その任命について  
議会の同意を求める。

令和4年8月31日提出

いなべ市長 日 沖 靖

住 所 三重県いなべ市北勢町別名541番地2

氏 名 伊藤 和雄

生年月日 昭和21年1月16日

農業者の区分 利害関係を有しない者

経営面積 0平方メートル

担当区域 北勢町区域（治田地区）

## 提案理由

いなべ市農業委員会の委員の任期が、令和4年11月30日をもって満了となるため、伊藤和雄氏を農業委員として任命しようとするものである。委員の任命については、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

## 議案第30号

いなべ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

いなべ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次の  
とおり制定しようとする。

令和4年8月31日提出

いなべ市長 日 沖 靖

### 提案理由

国家公務員の育児休業等に係る人事院規則の改正に鑑み、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和するなどするため、いなべ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

いなべ市職員の育児休業等に関する条例（平成15年いなべ市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。))において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第3号ウを削る。

第2条の3第3号中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「養育する非常勤職員が」に、「該当するとき」を「該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合)」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「当該非常勤職員がする」

を「当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「当該配偶者がする」を「当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「養育するため、」を「養育する」に、「当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を削り、「各号」の次に「に掲げる場合」を加え、「とき」を「場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号中「第2条の4」を「前条」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて

採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「伴い、当該任期」を「伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第7条第2項中「(昭和25年法律第261号)」を削る。

第9条第2号中「(平成15年いなべ市条例第24号)」を削る。

第10条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条(第5号に係る部分に限る。)及び第10条(第6号に係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。

(いなべ市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

3 いなべ市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成15年いなべ市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「(昭和25年法律第261号)」を削る。

## 議案第31号

### 財産の無償譲渡について

(特定非営利活動法人快生教学会への無償譲渡)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

令和4年8月31日提出

いなべ市長 日 沖 靖

#### 1 無償譲渡財産の表示

所 在 いなべ市藤原町本郷字国重824番地1

種 別 建物（旧ふじわら作業所）

細 目 鉄筋コンクリート造平屋建 延床面積 697㎡

#### 2 無償譲渡の相手方

所在地 三重県いなべ市藤原町本郷836番地

名 称 特定非営利活動法人快生教学会

代表者 理事長 林 淑乃

## 提案理由

旧ふじわら作業所建物の有効活用を図り、有償ボランティア活動、認知症家族支援等の活動を支援するため、特定非営利活動法人快生教学会に建物を無償で譲渡するに当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

位置図





## 議案第32号

### 財産の無償譲渡について

(社会福祉法人いなべ市社会福祉協議会への無償譲渡)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

令和4年8月31日提出

いなべ市長 日 沖 靖

#### 1 無償譲渡財産の表示

所 在 いなべ市北勢町阿下喜2562番地2

種 別 建物（旧たんぽぽ作業所）

細 目 鉄骨造 平屋建 延床面積799㎡

#### 2 無償譲渡の相手方

所在地 三重県いなべ市北勢町阿下喜2624番地2

名 称 社会福祉法人いなべ市社会福祉協議会

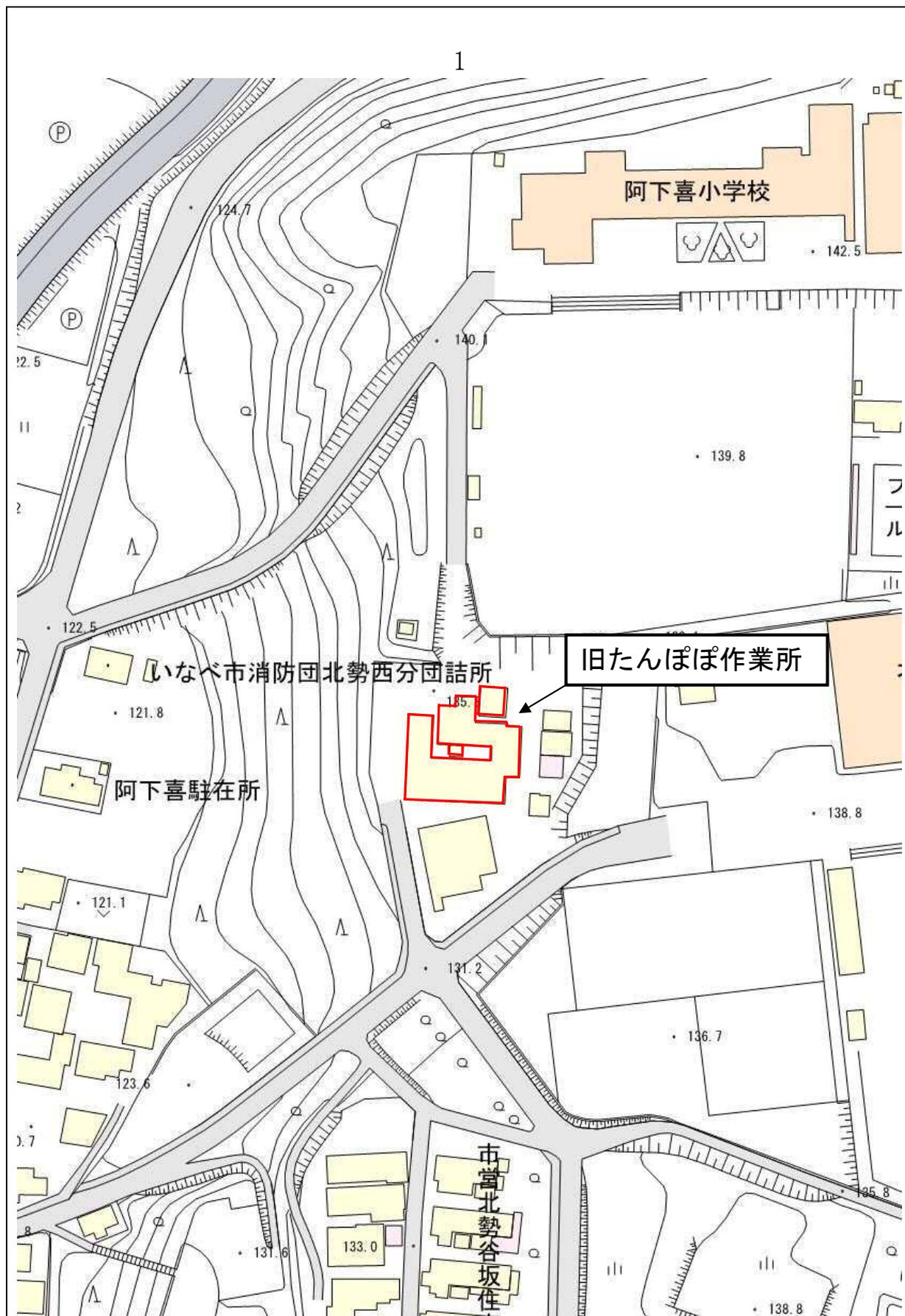
代表者 会長 日沖 靖

## 提案理由

旧たんぽぽ作業所の有効活用を図るため、社会福祉法人いなべ市社会福祉協議会に建物を無償で譲渡するに当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

位置図





## 議案第 33 号

### いなべ市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、いなべ市道路を次のとおり認定しようとする。

令和 4 年 8 月 31 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

### 提案理由

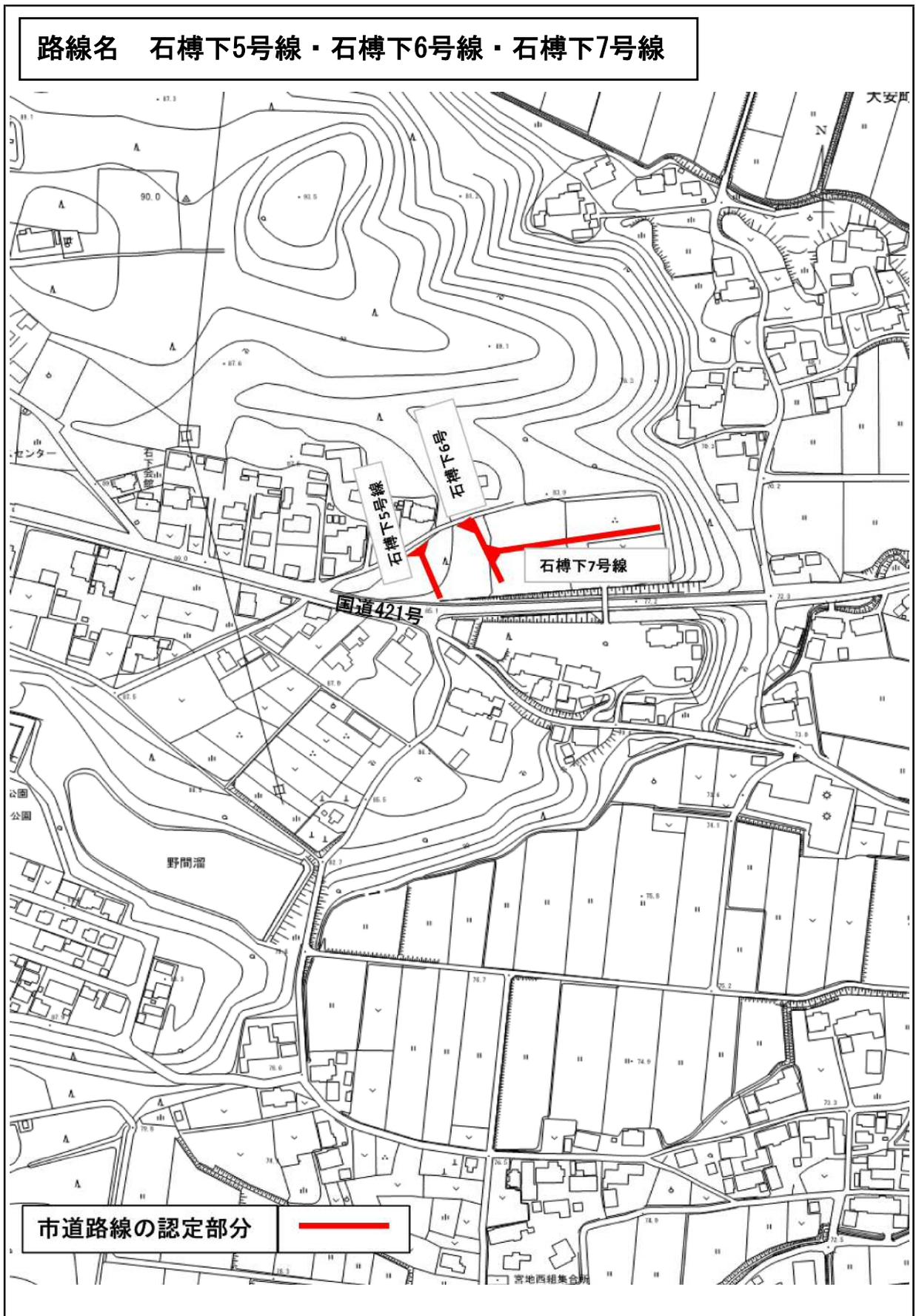
宅地開発によって新設された道路及び道路改良で整備した区間を新たな市道として認定するについては、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

## 認定しようとする路線

路線名	起点	終点	重要な経過地
石樽下5号線	大安町石樽下地内	大安町石樽下地内	
石樽下6号線	大安町石樽下地内	大安町石樽下地内	
石樽下7号線	大安町石樽下地内	大安町石樽下地内	
丹生川久下2区119号線	大安町丹生川久下地内	大安町丹生川上地内	

位置図





## 議案第34号

### いなべ市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、いなべ市道路を次のとおり変更しようとする。

令和4年8月31日提出

いなべ市長 日 沖 靖

### 提案理由

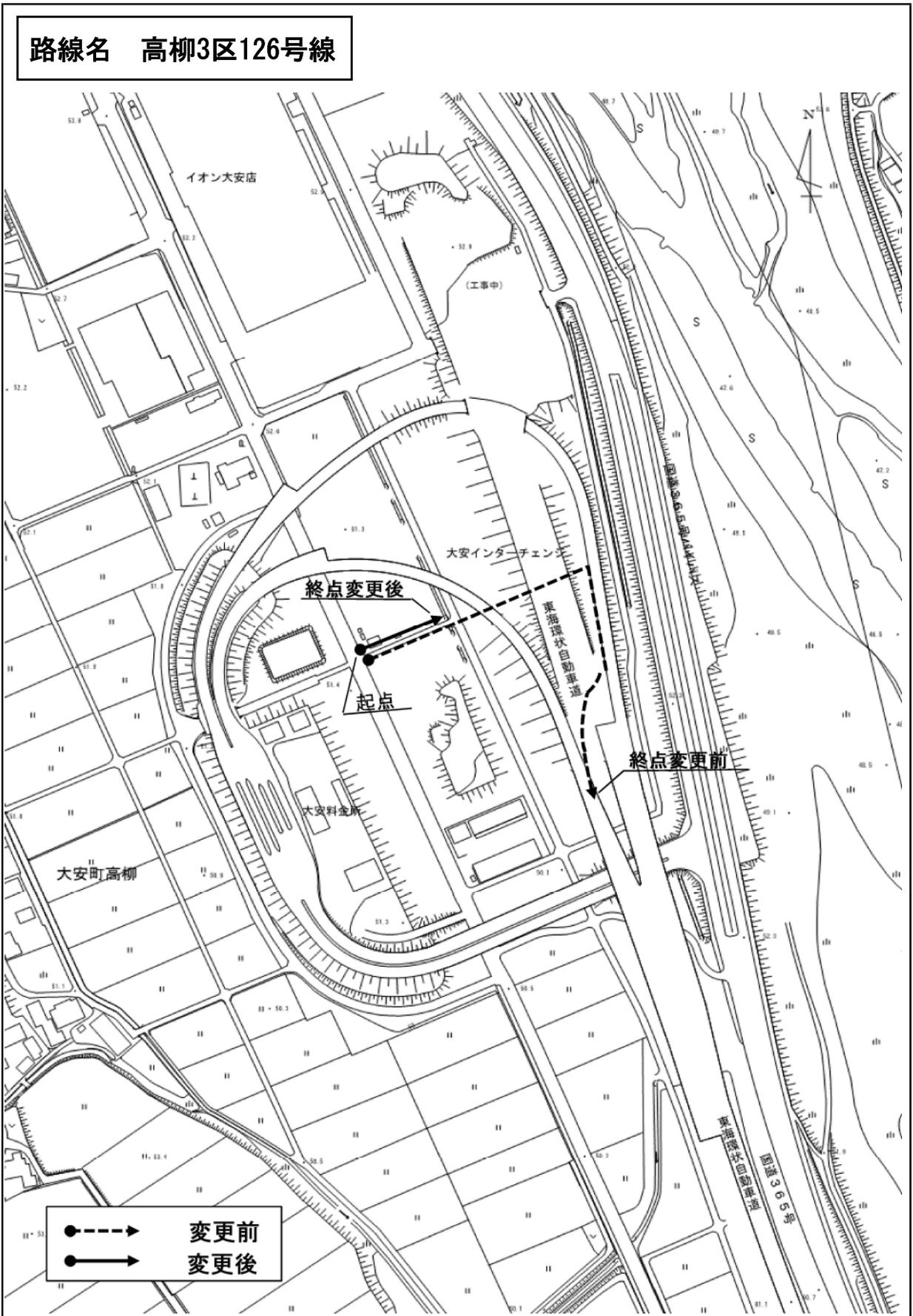
市道路線の起点又は終点を変更することについては、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

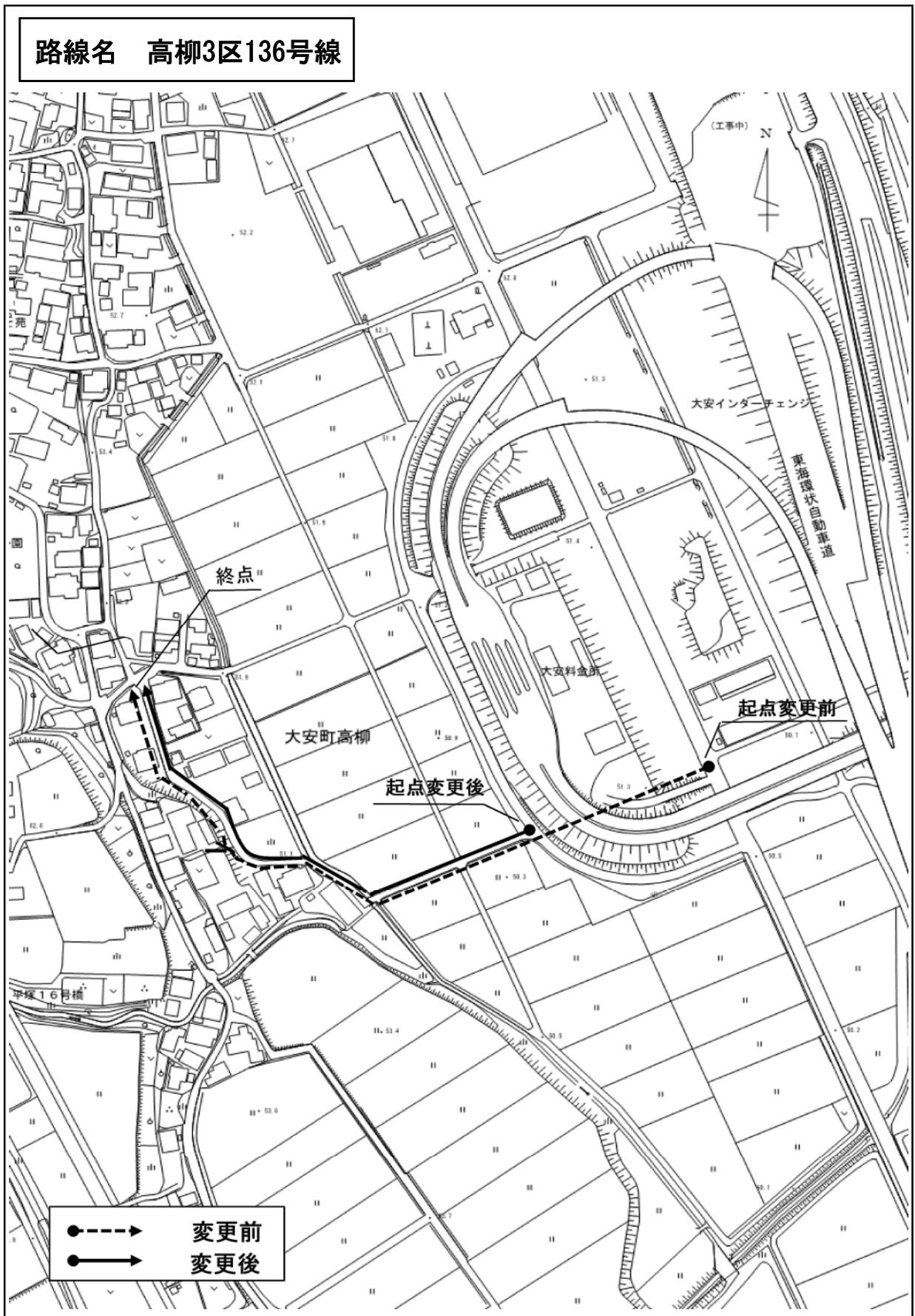
## 変更しようとする路線

路線名	起点	終点	重要な経過地
高柳3区126号線	大安町高柳地内	大安町高柳地内	
高柳3区136号線	大安町石樽下地内	大安町石樽下地内	
高柳3区141号線	大安町高柳地内	大安町高柳地内	
十第121号線	北勢町小原一色地内	北勢町二之瀬地内	

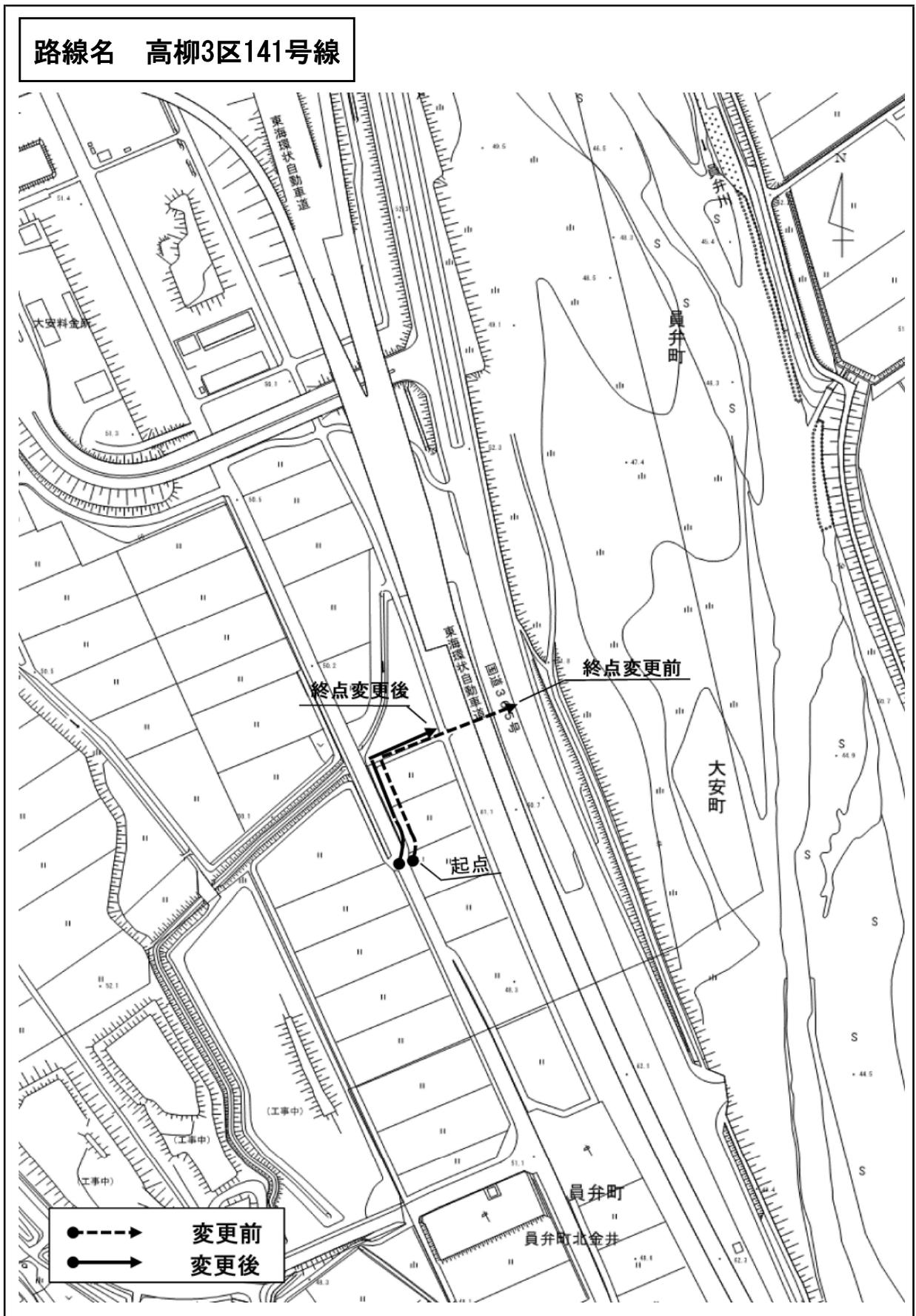
位置図



位置図



位置図





## 議案第 35 号

### いなべ市道路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により、いなべ市道路を次のとおり廃止しようとする。

令和 4 年 8 月 31 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

### 提案理由

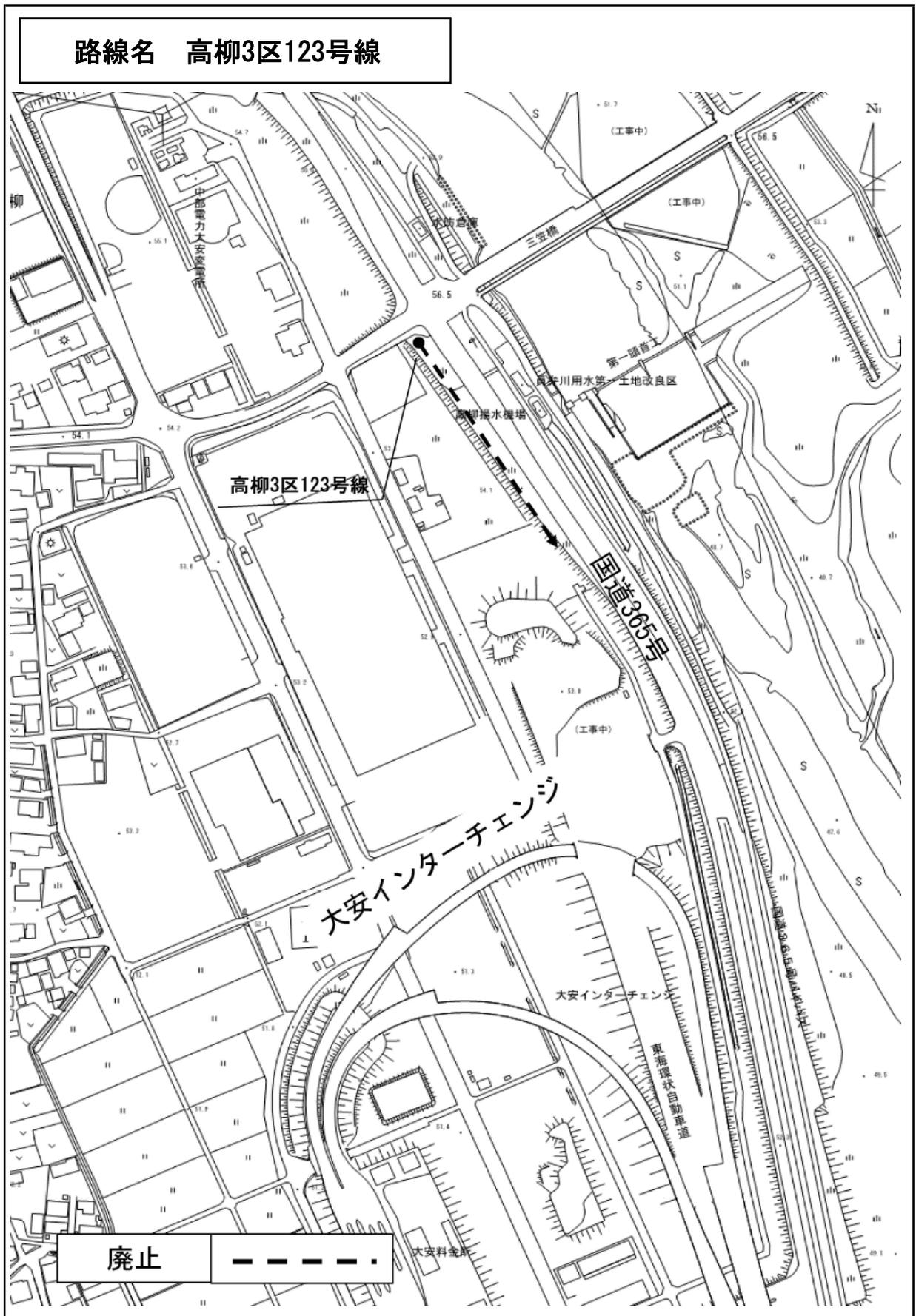
一般交通の用に供する必要がなくなった道路を廃止するについては、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案の提出する理由である。

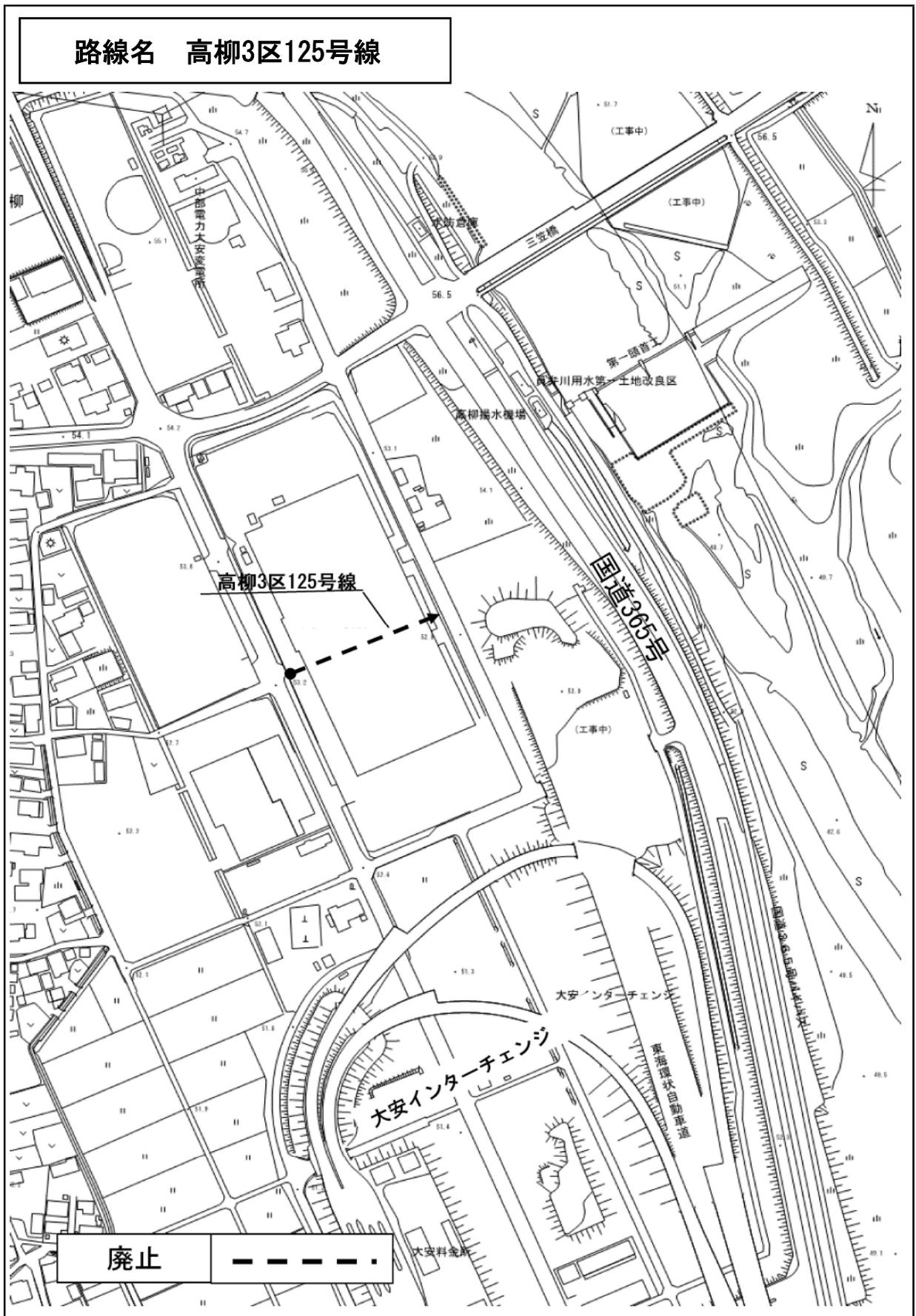
## 廃止しようとする路線

路線名	起点	終点	重要な経過地
高柳3区123号線	大安町高柳地内	大安町高柳地内	
高柳3区125号線	大安町高柳地内	大安町高柳地内	
北金井3区142号線	員弁町北金井地内	大安町高柳地内	
門前4区3号線	大安町門前地内	大安町門前地内	

位置図



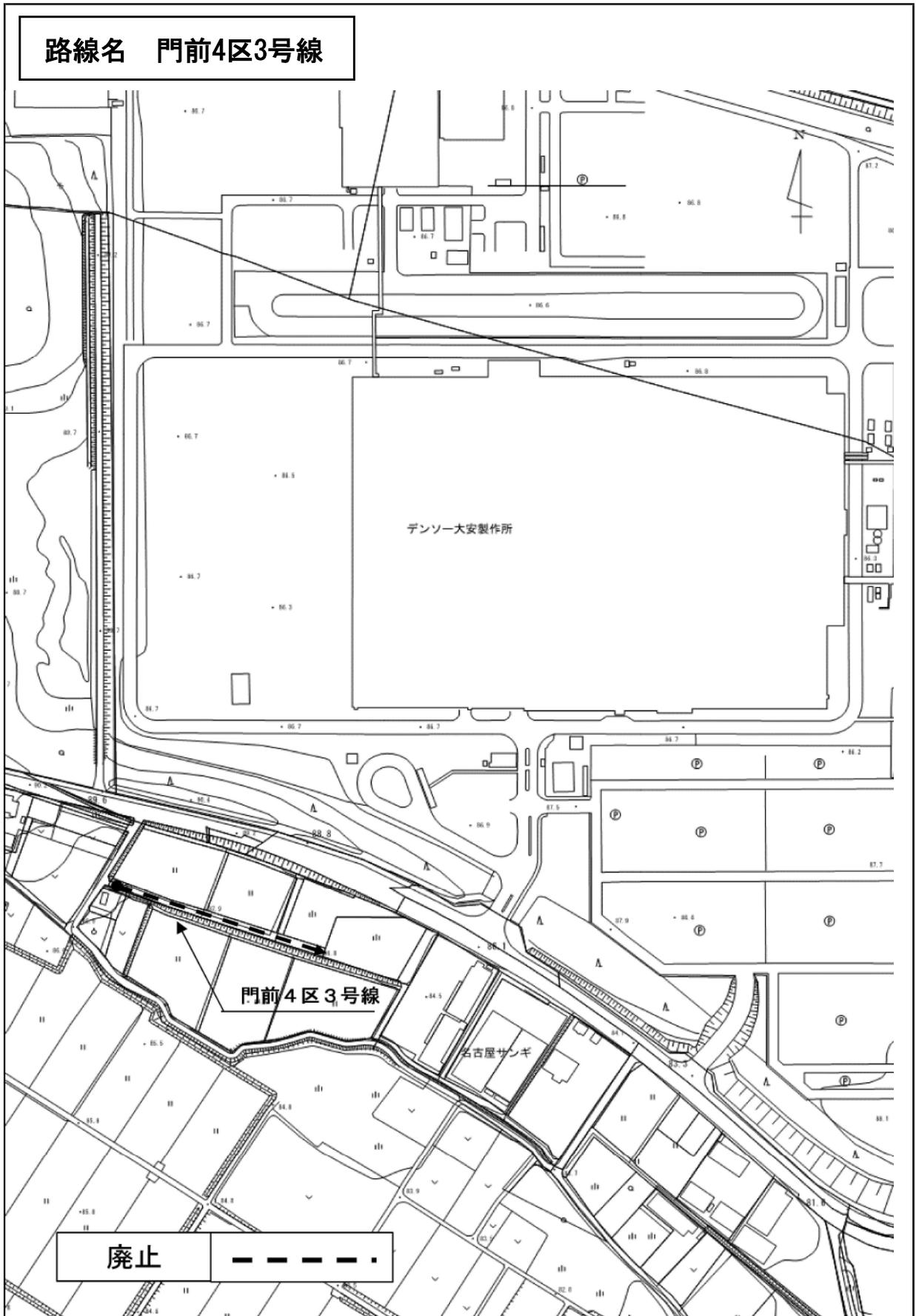
位置図



位置図



位置図



議案第 36 号

令和 4 年度いなべ市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 4 年度いなべ市一般会計補正予算（第 6 号）を別案のとおり提出する。

令和 4 年 8 月 31 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

議案第 37 号

令和 4 年度いなべ市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度いなべ市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を別案のとおり提出する。

令和 4 年 8 月 31 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

議案第 38 号

令和 4 年度いなべ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度いなべ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を別案のとおり提出する。

令和 4 年 8 月 31 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

議案第 39 号

令和 4 年度いなべ市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度いなべ市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を別案のと  
おり提出する。

令和 4 年 8 月 31 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

議案第40号

令和4年度いなべ市水道事業会計補正予算（第1号）

令和4年度いなべ市水道事業会計補正予算（第1号）を別案のとおり提出する。

令和4年8月31日提出

いなべ市長 日 沖 靖

議案第 4 1 号

令和 4 年度いなべ市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度いなべ市下水道事業会計補正予算（第 1 号）を別案のとおり提出する。

令和 4 年 8 月 3 1 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

## 認定第 1 号

令和 3 年度いなべ市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 3 年度いなべ市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 8 月 3 1 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

決算書及び意見書については別冊

## 認定第2号

令和3年度いなべ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度いなべ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年8月31日提出

いなべ市長 日 沖 靖

決算書及び意見書については別冊

## 認定第3号

令和3年度いなべ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算  
認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度いなべ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年8月31日提出

いなべ市長 日 沖 靖

決算書及び意見書については別冊

## 認定第4号

令和3年度いなべ市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度いなべ市介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年8月31日提出

いなべ市長 日 沖 靖

決算書及び意見書については別冊

## 認定第5号

令和3年度いなべ市水道事業会計決算認定及び未処分利益  
剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により令和3年度いなべ市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付し、同法第32条第2項の規定により令和3年度いなべ市水道事業会計未処分利益剰余金を処分することについて議会の議決を求める。

令和4年8月31日提出

いなべ市長 日 沖 靖

決算書及び意見書並びに剰余金処分計算書については別冊

## 認定第6号

令和3年度いなべ市下水道事業会計決算認定及び未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により令和3年度いなべ市下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付し、同法第32条第2項の規定により令和3年度いなべ市下水道事業会計未処分利益剰余金を処分することについて議会の議決を求める。

令和4年8月31日提出

いなべ市長 日 沖 靖

決算書及び意見書並びに剰余金処分計算書については別冊